

ヲ記載スルコト

一、釋放時ニ於ケル保護方法、賣與人全額等後日
参考トナルキ事項ハ視察表ニ記載シ置ク
コト

東京中井納

(自)

C 15

女官等爲其最影等二用スル件

昭和十七年六月
行刑令表通牒
行甲第一。六四號

一、女官等、個性識別上中要ニ付、同一官位女官等

、爲其ノ最影ニ之ヲ付分帳簿ニ添付シ、且ツ

、其ノ取扱相成度候。但シ、執行スルニ付、刑極メテ短期

ナル者、死刑僅ナリナル者、未未拘禁意、其ノ取

扱、尚置意等ニシテ、其ノ中要ナリト認メラルル者

、除外相成差支無之候

、是等右費用、費所配賦豫算ヲ以テ、御座候

相成度候

二、女官等ニ於テ、相表作成ニ當リ、其ノ形式ニ流レ

ルニトナシ、各人ノ特徴殊ニ其ノ容貌ヲ亮トシ

陸軍

観に察し、適切に記録し、置、ト、其、後、收、容
 中、人、相、変、化、ヲ、生、ジ、タ、ル、場、合、ハ、適、切、之、ハ、補、正
 = 努、メ、ラ、レ、度、候

第八章